

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に入社し、B県C市所在の会社C事業所（以下「事業所」という。）において、半導体の開発研究業務に携わり、平成〇年頃からはプロジェクトチームのリーダーとしてチーム内のマネジメントを行いながら当該業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日、被災者は、D県E市の自宅から事業所へ出勤するため乗車していたF線の車内で意識を喪失しているところを同電車の終点であるG駅で発見され、H病院に救急搬送されたが、同病院で死亡が確認された。死体検案書には、死亡日時として「平成〇年〇月〇日午前9時51分」、直接死因として「急性心筋梗塞疑い」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、I 医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書は妥当であり、被災者は「急性心筋梗塞」(以下「本件疾病」という。)により死亡に至ったものであり、その発症時期は平成〇年〇月〇日であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

被災者には、発症直前から前日までの間において、認定基準上の「異常な出来事」に遭遇した事実は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

被災者の発症前1週間の総労働時間数は53時間09分(時間外労働時間数は13時間09分)で、発症の3日前と4日前に休日を取得している。

発症の前日には、翌年度の社内予算を検討する審査会前段のフォロー会が開催されたが、目標をクリアするデータは既に出っていたので切羽詰まって事前に実験を行う必要もなく、フォロー会当日の説明は被災者の部下が行い、被災者

は3件の質疑応答の対応をしていたのみであることが認められる。

以上のとおり、日常業務と質的に著しく異なる業務に就労したとは認められず、その他特段の負荷要因は認められないことから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(5) 長期間の過重業務について

ア 請求人らは、監督署長は被災者の労働時間数の認定に誤りがあると主張するので、以下検討する。

(ア) 請求人らは被災者の休憩時間について、全く取れていないか、仮に取れていたとしても多くとも10分程度であった旨主張するが、J、K、L、M、Nらは、いずれも被災者が昼休みをどの様に過ごしていたか不明であると述べ、客観的に業務に従事していた事実が認められないことから、当該主張は採用できない。

(イ) また請求人らは、被災者の国内出張日及び国内学会出席日の終業時刻は、20時と認定すべきである旨主張するが、Jは、「打合せ時間は通常の勤務時間を超える様なことはなかった。また、学会については、だいたい9時位から17時位の時間で行われていた。終わった後に打合せを行うことはなかった。」旨、述べていることから、国内出張等において時間外労働があったとは認められず、当該主張は採用できない。

(ウ) 土曜日・日曜日に出張のため移動している時間を、「休憩時間数」として拘束時間から控除するべきではない旨の主張については、会社関係者が、移動の際は普通に会話をしたり、眠っていたりしていたと述べていることからみて、移動時間の過ごし方は、個人の自由意思に委ねられているものと推認され、業務に従事していた実態が明確に認められないことから、当該主張は採用できない。

(エ) 請求人らは、被災者の学会活動は、会社の業務であるとして、ノートパソコンに客観的証拠が残っている時間については、労働時間として計上すべきである旨主張するが、被災者が自宅で業務に関連した作業を行うことがあったとしても、自宅での業務を命ぜられた事実は認められず、明確な業務としての成果物が確認できない以上、当該主張は採用できない。

イ なお、請求人らは、被災者には労働時間以外の業務負荷要因もあったと主張するので、以下検討する。

(ア) 請求人らは、Pプロジェクトのリーダーとしてのマネジメント業務について、認定基準別紙に掲げられた「複雑困難な新規事業、会社の建て直しを担当する業務」、「周囲の理解や支援のない状況下での困難な業務」に該当する精神的緊張が高い業務であったと主張するが、Pプロジェクトでは、グループリーダーがそれぞれのグループ内の管理・責任を行い、被災者の業務は直接開発業務の指示を行うことよりも全体の管理業務が大半であり、精神的緊張が高い業務であったとは認められない。

(イ) また請求人らは、W機構からの〇億円の借り入れ問題については、認定基準別紙に掲げられた「決められた時間（納期等）どおりに遂行しなければならないような困難な業務」、「会社に多大な損失をもたらす得る」精神的緊張が高い業務であったと主張するが、W機構との委託契約後は、特に問題なく社内予算化されており、社内予算化のための審査会の事前フォロー会の準備作業も特別多忙であったとは認められず精神的緊張の高い業務とは認められない。

ウ 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

(6) 業務外要因について

被災者は、糖尿病に罹患し、治療を受けていたことが認められる。糖尿病は、心筋梗塞発症の危険因子であり、被災者は、加齢（45歳以上）と併せ複数の心筋梗塞発症危険因子を保有していたと認められる。

したがって、被災者において、内在していた冠動脈血管病変が自然経過のなかで増悪し急性心筋梗塞を発症したとしても医学的に首肯しうると認められる。

(7) 以上のとおり、被災者の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、被災者に内在していた冠動脈病変から急性心筋梗塞を発症したと考えられることから、被災者の本件疾病による死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。